

平成 18 年 4 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 三 越  
代 表 者 名 代表取締役社長 石 塚 邦 雄  
(コード番号 2779 東証第 1 部、大証第 1 部)  
問 合 せ 先 コーポレート推進室長 田 中 康 博  
(TEL . 03 - 3241 - 3311)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成 18 年 4 月 13 日開催の取締役会において、平成 18 年 5 月 23 日開催予定の第 3 期定時株主総会に下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 87 号)が平成 17 年 2 月 1 日に施行され、電子公告制度の導入が認められたことに伴い、より効果的で経済的な情報開示方法であるこの方式を採用するため、現行第 4 条を変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものです。(変更案第 5 条)
- (2) 取締役の経営責任の明確化を図るため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮し、任期の調整規定を削除するものです。(変更案第 22 条) なお、変更後の任期は、本総会で選任される取締役から適用されます。
- (3) 取締役会長及び取締役社長に事故があるときは、取締役会の招集権者及び議長は取締役中の 1 名が当るように規定を変更するものです。(変更案第 25 条)
- (4) 「会社法」(平成 17 年法律 86 号)の施行により定款で定めることで可能となる事項等に関し、以下の変更を行うものです。

第 9 条 (新設): 単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株式についての権利を制限する規定を新設するものです。

第 17 条 (新設): インターネットを利用する方法で株主総会参考書類等を開示することにより株主に対して提供したとみなすことができる規定を新設するものです。

第 26 条（新設）：取締役会において、いわゆる書面決議が認められることとなりますので、経営判断をより機動的、効率的に行えるよう、取締役全員の同意があり、監査役が異議を述べないときにかぎり、現に会議を開催しない形で取締役会の決議を認めるものです。

第 38 条（新設）：取締役の任期を 1 年とすることに伴い、剰余金の配当等について、取締役会の決議で定めることとするものです。

その他、変更案第 4 条（機関）、変更案第 7 条（株券の発行及び種類）、変更案第 11 条（株主名簿管理人）、変更案第 19 条（議決権の代理行使）等の規定を新設するほか、現行定款について、条文の削除、移設その他の修正ならびに条数および字句の変更を行うものです。

## 2 . 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

## 3 . 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 1 8 年 5 月 2 3 日（火曜日）

定款変更の効力発生日 平成 1 8 年 5 月 2 3 日（火曜日）

以上

< 定款変更の内容 >

別紙

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は株式会社三越と称し、英文では、Mitsukoshi, Ltd. と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 (以下省略)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は本店を東京都中央区に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は東京都に於て発行する日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式及び株主</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は10億株とする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関) 第4条 <u>当社は株主総会および取締役のほか次の機関を置く。</u> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第5条 <u>当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は10億株とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</p> <p>(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は1,000株とする。</p> <p>2. 当社は1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、会社が株主のため必要と認めたときはこの限りではないものとし、株式取扱規程に定めるところによる。</p> <p>(新設)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第8条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p> <p>(株券の種類)</p> <p>第9条 当社の発行する株券の種類は取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。</p>	<p>(株券の発行及び種類)</p> <p><del>第7条 当社は株式に係る株券を発行する。</del></p> <p><del>2. 当社の発行する株券の種類は取締役会で定める株式取扱規程による。</del></p> <p>(削除)</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は1,000株とする。</p> <p>2. 当社は前条の規定にかかわらず単元未満株式に係わる株券を発行しない。ただし、会社が株主のため必要と認めたときはこの限りではないものとし、株式取扱規程に定めるところによる。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受けるとする権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式売渡請求)</p> <p>第10条 当社の単元未満株主は株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当社に対し売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は株主名簿管理人を置く。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>4. 単元未満株式の買取りに関する事務は名義書換代理人において取扱わせる。</p> <p>（名義書換代理人への届出）</p> <p>第11条 株主、登録質権者又はその法定代理人はその住所、氏名及び印鑑を当社の名義書換代理人に届け出なければならない。</p> <p>2. 前項に掲げた者が外国に居住するときは日本国内に仮住所又は代理人を定めてこれを届出することを要する。</p> <p>3. 前2項に定める届出事項に変更を生じたときは変更された事項を届け出なければならない。</p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第12条 株式の名義書換、実質株主名簿への記載又は記録、質権の登録、株券の再発行、株券喪失登録の手續、単元未満株式の買取り及び買増し等に関する手續並びに手数料については取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p>（基準日）</p> <p>第13条 当社は毎決算期末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項その他本定款に定めがある場合のほか、必要があるときはあらかじめ公告して基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>（招集）</p> <p>第14条 定時総会は毎年5月に招集し臨時総会は必要の際随時これを招集する。</p>	<p>2. <u>株主名簿管理人</u>及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務はこれを株主名簿管理人に委託し、</u>当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>（株主名簿管理人への届出）</p> <p>第12条 株主、登録株式質権者又はその法定代理人はその住所、氏名及び印鑑を当社の<u>株主名簿管理人</u>に届け出なければならない。</p> <p style="text-align: center;">（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">（現行どおり）</p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第13条 <u>当社の株式並びに新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>（招集）</p> <p>第14条 定時株主総会は毎年5月に招集し臨時<u>株主総会</u>は必要の際随時これを招集する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(移設)</p> <p>(移設)</p> <p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 総会の普通決議は出席株主の議決権の過半数でこれをなすものとする。</p> <p>2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主又はその法定代理人は当会社の議決権を有する出席株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合に株主又は代理人は、代理権を証する書面を会社に提出することを要する。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第17条 総会は取締役社長がこれを招集しその議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは取締役会の定めた順序により代表取締役中の1名がこれに当る。</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年2月末日とする。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第16条 株主総会は取締役社長がこれを招集しその議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により代表取締役中の1名がこれに当る。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主又はその法定代理人は当会社の議決権を有する出席株主1名を代理人として議決権を行使することができる。この場合に株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(移設)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録)</p> <p>第18条 総会の議事録には議事の経過の要領及びその結果を記載し議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印して会社に保存するものとする。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は15名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数でこれをなすものとする。</p> <p>3. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された取締役の任期は前任者の残存期間とする。</p> <p>(欠員)</p> <p>第22条 取締役に欠員を生じても法定の人員を欠かないときはその補欠選挙を行わないことができる。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 会社を代表すべき取締役は5名以内とし取締役会の決議をもって選任する。</p> <p>2. 取締役会はその決議をもって代表取締役中より取締役社長1名を置く。</p> <p>3. 取締役会はその決議をもって取締役中より取締役会長1名を置くことができる。</p> <p>(報酬)</p> <p>第24条 取締役の報酬は株主総会の決議により定める。</p>	<p>(削除)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 <u>代表取締役は5名以内とし取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会はその決議によって代表取締役中より取締役社長1名を定める。</u></p> <p>3. <u>取締役会はその決議によって取締役中より取締役会長1名を定めることができる。</u></p> <p>(移設)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第25条 取締役会の招集は会日より3日前までに各取締役及び各監査役に対してその通知を発するものとする。ただし緊急を要する場合は更にその期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第26条 取締役会は取締役会長が選任されているときは取締役会長がこれを招集しその議長となる。</p> <p>2. 取締役会長に欠員又は事故あるときは取締役社長がこれに当たる。</p> <p>3. 取締役会長及び取締役社長に事故あるときは取締役会の定めた順序により代表取締役中の1名がこれに当る。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第27条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席しその取締役の過半数をもってこれを決する。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会の議事録には議事の経過の要領及びその結果を記載し出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印して会社に保存するものとする。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第29条 取締役会は会社の業務執行その他に関し別に取締役会規程を設けるものとする。</p> <p>(移設)</p> <p>(執行役員)</p> <p>第30条 当社は取締役会の決議により執行役員を置くことができる。</p> <p>2. 執行役員に関する事項は取締役会において定める取締役会規程及び執行役員規程による。</p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第24条 取締役会の招集は会日より3日前までに各取締役及び各監査役に対してその通知を<u>発する</u>。ただし緊急を要する場合は更にその期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会長及び取締役社長に事故あるときは取締役会において予め定めた順序により<u>他の</u>取締役中の1名がこれに当る。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 <u>当社は、会社法370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は株主総会の決議によって定める。</p> <p>(執行役員)</p> <p>第29条 当社は取締役会の決議によって執行役員を置くことができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第31条 当会社の監査役は5名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第32条 監査役は株主総会において選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数でこれをなすものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は前任者の残存期間とする。</p> <p>(欠員)</p> <p>第34条 監査役に欠員を生じても法定の人員を欠かないときはその補欠選挙を行わないことができる。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第35条 監査役は互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第36条 監査役会の招集は会日より3日前までに各監査役に対してその通知を発するものとする。ただし緊急を要する場合は更にその期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第37条 監査役会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き監査役の過半数をもってこれを決する。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第38条 監査役会の議事録には議事の経過の要領及びその結果を記載し出席した監査役がこれに記名捺印して会社に保存するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第31条 監査役は株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第33条 監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規程)</p> <p>第39条 監査役会に関する事項は法令又は本定款のほか監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬)</p> <p>第40条 監査役の報酬は株主総会の決議により定める。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第41条 当会社の営業年度は毎年3月1日から翌年2月末日までとし毎営業年度の末日をもって決算を行う。</p> <p>(決算利益金の承認)</p> <p>第42条 決算利益金は株主総会の承認を得てこれを処分する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(株主配当金)</p> <p>第43条 株主配当金は毎決算期末日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に配当する。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第44条 当会社は取締役会の決議により毎年8月31日現在最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配をすることができる。</p> <p>2. 取締役会は毎年11月末日までに前項の金銭の分配を行うか否か及びこれを行う場合における金額について決議する。</p>	<p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第36条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第37条 当会社の事業年度は毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第38条 当会社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定める。</p> <p>(剰余金配当の基準日)</p> <p>第39条 当会社の期末配当の基準日は毎年2月末日とする。</p> <p style="text-align: center;">2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>( 配当金の除斥期間と利息 )</p> <p>第45条 株主配当金及び第44条により分配する金銭については支払確定の日から満3年を経過したときは会社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p>2 . 株主配当金及び第44条により分配する金銭には利息を附さない。</p>	<p>( 配当金の除斥期間と利息 )</p> <p>第40条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払確定の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>2 . <u>前項の金銭には利息を付けない。</u></p>

以上